

国立大学法人鹿屋体育大学の保有する個人情報の開示決定等の審査基準

平成17年 3月22日
学 長 裁 定

改正 平成18年3月24日

(趣旨)

第1条 この審査基準は、国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則（平成17年規則第2号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が規則第9条及び第22条並びに第31条に規定する保有個人情報の開示・訂正・利用停止の決定等するにあたっての判断を行うために必要な事項を定めるものである。

(開示決定の審査基準)

第2条 開示請求に係る保有個人情報に、おおむね次のいずれかに掲げる情報の例（不開示情報の例）が含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示する。

1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（規則第5条第1号）

(1) 不開示情報の例

イ 職員・学生の健康相談等の記録のうち、開示することで開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見される情報

2 開示請求者以外の個人に関する情報（規則第5条第2号）

(1) 不開示情報の例

イ 職員及び学生（大学院、科目等履修生、研究生等を含む。以下同じ）の自宅住所、電話番号、家族に関する情報

ロ 職員及び学生の健康診断及びカウンセリングに関する情報

ハ 職員及び学生の懲戒処分に関する情報

ニ 職員の人事、勤務状況及び給与に関する情報

ホ 職員の福利厚生に関する情報

ヘ 学生の学籍、成績、学生指導、進路指導、卒業後の就職先等に関する情報

ト 学生の保険に関する情報

チ 入学試験の答案及び合否判定に関する情報

リ 卒業論文及び修士論文

(2) 開示情報の例

イ 研究者総覧その他公開を前提として刊行した印刷物に記載されている情報

ロ 文書に付された職名

3 法人その他の団体等に関する情報（規則第5条第3号）

(1) 不開示情報の例

イ 民間等との共同研究に関し、相手方から提供されたノウハウ等公にすることによって当該民間等の競争上の地位を害するおそれのある情報

ロ 競争入札への参加の資格申請及び入札参加者に関する情報

ハ 工事請負者の施工成績に関する情報

ニ 不動産の一時使用及び使用許可に関する情報

ホ アンケート調査の回答等で、公にしないとの条件で提出された情報

4 審議・検討等情報（規則第5条第4号）

(1) 不開示情報の例

イ 概算要求書

- ロ 規則、報告等に関する審議及び検討の段階における記録
- ニ 人事選考の記録
- ホ 機種選定及び仕様策定に関する検討の記録

5 事務・事業支障情報（規則第5条第5号）

(1) 不開示情報の例

- イ 入学者選抜試験の実施に係る各委員会の担当者の氏名
- ロ 学位論文の審査に関する情報
- ハ 入札前の予定価格及び積算内訳に関する情報
- ニ 発表前の調査研究に関する情報
- ホ 人事記録
- ヘ 人事異動原案
- ト 人事選考に関する情報
- チ 勤務評定の記録
- リ コンピュータ・ネットワークのセキュリティーに関する情報

(訂正決定の審査基準)

第3条 保有個人情報について訂正請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、訂正請求に係る当該保有個人情報を訂正する。

- 1 訂正請求に理由があると認められない場合
- 2 訂正が利用目的の範囲を超える場合
- 3 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

(利用停止決定の審査基準)

第4条 保有個人情報について利用停止請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、利用停止請求に係る当該保有個人情報を利用の停止、消去又は提供を停止する。

- 1 利用停止請求に理由があると認められない場合
- 2 利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 3 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

附 則

この裁定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18.3.24）

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。